

## 東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和7年7月28日(月) 午14時00分～15時10分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

### 出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 田中 恵	3 番 松尾 政敏
4 番 渡邊 稔	5 番 永島 宏行	6 番 川原 浩	7 番 森 計人
8 番 琴浦 清	9 番 森 武敏	10 番 清心 由紀美	11 番 森 士雄
12 番 宮脇 喜八郎	13 番 森 重幸		

### 事務局及びその他の出席者

事務局長 小林 竹哉	書記 坂本 修一	光増 彩
------------	----------	------

### 3. 議事録署名委員の指名について

### 4. 報告事項

- (1) 農地の合意解約について 2件

### 5. 議 事

議案第11号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第12号	農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画について	3件
議案第13号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件

### 6. その他

農地利用状況調査(8～9月)について

事務局長	<p>皆さんこんにちは。強い暑さが続いておりますけど、今日も暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会総会の第7月期を開会致します。よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>皆さんこんにちは。先ほど局長の方からもありましたちょっと暑い日が続きすぎて、本当にお疲れの中にお集まりいただきましてありがとうございました。今日は前回の示した通り、研修会を含めて懇親会までということで長丁場になりますけど、特に研修会は食事後で若干眠くなるかもしれませんが、懇親会は農業会議のお二人方も参加される予定ですので、聞き逃したことをまたそこで聞いていただいて、ちょっと顔を売ってまた後から聞いたりすることが出来ると思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは、総会の方に入らせていただきます。3番の議事録署名委員の指名についてということで、5番の永島委員それから6番の川原委員の方にお願ひしたいと思ひます。4番報告事項、農地の合意解約についてということで2件ございます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、先月の総会の中で解説を入れながら説明をしたんですけど、今月の案件は先月と同じ案件で新しい案件はありませんので、普通に進めさせていただきます。資料は3ページになります。合意解約になります。次のとおり通知があったことを報告します。農地法第18条第6項の規定による通知について農地法関係事務処理要綱の第9の3の(3)の規定により、通知があったことを報告いたします。1件目が2箇所ありまして彼杵宿郷1643-1、1792、2つとも登記地目畑、現況地目樹園地になります。貸している方が三根郷の方で、借りていた方も三根郷の方です。事由としては合意解約で規模縮小のために解約をされるということです。場所が6ページに載せています。赤木の工業団地の広域農道から大村方面に下って萌香園があります。その萌香園の上あたりの2箇所になります。これは借りていた方がお茶を辞められるということで、去年から解約をしているのですが、それに伴う案件の中の1つになります。解約後は中間管理を利用して太ノ原の方が借りる予定になっております。</p> <p>続いて太ノ浦の方と太ノ浦よりの八反田の方になりまして、筆数が多いので一つ一つ読み上げません。田で8筆、畑で2筆、その他が17筆で計27筆あります。これが農地台帳の現況地目で分類されています。貸付されていたのが太ノ浦郷の方、借りていた方が息子さんと親子間になります。お父さんから息子さんに使用貸借で貸付けていました。これが平成11年に経営移譲した際にお父さんから息子さんに農地法3条で使用貸借で貸付けている契約だったんですけど、これが合意解約になりまして、事由としては所有権移転、贈与です。息子さんに名義を変えたいということで、一旦貸し借りの契約を解約することになります。この後の審議の時に3条で所有移転があるんですけど、まず今ある契約を解除する報告として挙がっています。場所が7ページの太ノ浦郷①としてあるのが、大野原演習場手前から前のいこいの広場へ下って行く町道平似田太ノ浦線の道沿いの所、8ページに太ノ浦郷の県の工業団地から、町道宿太</p>

<p>議長</p>	<p>ノ浦線を上って町道大野原高原線と合流するところがあります。その先の所太ノ浦公民館近くとか、持ち主さんの自宅周辺とかその上あたり大野原周辺地区集会所付近の田んぼになります。そして八反田郷の上の方になります。県の工業団地から上って行った所に1箇所、道沿いの所になります。9ページ以降からそれぞれ詳細の地図をつけておりますのでご覧いただければと思います。説明は以上になります。</p> <p>はい、ありがとうございました。今事務局から説明があったとおり1番目につきましては規模縮小ということで次の借り主は決まっているということで、2番目につきましては親子間の贈与ということで報告事項が挙がっていますが何かご質問とかがありましたらお受けしますが、無いようでしたら議事の方に進んで行きたいと思っておりますけどいいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>ありがとうございます。それでは5番の議事に入りたいと思います。</p> <p>議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」ということで1件ございます。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、農地法第3条になります。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。これは先ほど合意解約で説明した農地の分です。14ページの八反田郷2080の1筆だけが使用貸借の契約がなかったため所有者の所有のままになっていたため、この1筆だけが加わるだけで後は合意解約と同じ内容になります。先ほど言ったとおり生前贈与をしてお父さんの農地を息子さん名義に変えたいということで相談がありまして今回3条で所有権移転をするという内容です。先ほどの八反田郷の2080については20ページの下の方に詳細の場所を載せています。町道があります。その町道のすぐ下の所が2080でこの1筆が合意解約した分に加わっています。説明は以上になります。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。先程の合意解約の分の贈与ということで意見が出ております。この件に関しまして補足とか説明とかございましたら地元委員さん等ありましたらお願いしたいと思っておりますけど、無いようでしたらご質問かねて挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>何も特段ご質問は無いでしょうか。無いようですので採決の方に入らせていただきます。議案第11号に関しまして賛成と問題無いと思われる委員の皆さまは挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数ということで許可する方向で進めて行きたいと思っております。それでは議案第12号の方に移らせていただきます。</p> <p>議案第12号「農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画について」ということ</p>

事務局	<p>で3件ございます。事務局より説明をお願いします。</p> <p>(長岡委員退室)</p> <p>審議に入ります。議案第12号農用地利用集積等促進計画の公告についてということで次のとおり、促進計画案について審議を求めます。21ページになります。申請番号1です。4筆あります。木場郷1159-1、1160-1、1161-1、1169-1が部分借り受けですけど後で地図で説明をします。すべて登記地目田、現況地目田、4筆合計2,262㎡で作付けの作物は水稲になります。これが賃貸借権になりまして4筆合計で20,358円反あたり9,000円の契約です。貸す方が木場郷の方、借りる方も木場郷の方、3年間の契約になりまして令和7年10月10日から令和10年10月9日までで契約の満了に伴う更新になります。先程期間を説明したんですけど、実は今月の総会から役場の農林水産係に7月上旬に出た分が今回7月の末の総会にかかって、問題ないということであれば、また中間管理機構とか手続きを終えて契約の始期が始まるんですけど、これが今までが7月にいせば2カ月後の契約始期になっていたんですけど、これが本来ならば先月までのスケジュールだったら9月10日からの契約の開始になるんですけど、公社の方が中間管理機構の利用が増えてきて、事務処理に時間が掛かるということになっていまして、今月から3ヶ月掛かるようになっていまして、今までだったら9月10日からの始期なんですけど、1カ月長くかかるということで、10月10日からになっています。今からは全部書類上は3カ月先からのスタートになります。場所が25ページに載せてあります。木場の広域農道の所で木場農事研修施設とか、米どころ木場のむすびの近くになります。25ページの下の方に詳細を載せています。1169-1が部分借受なんですけど、筆の区切りが実際の田んぼより面積が大きくなっていて、田んぼの部分だけを借りるということで部分借受で設定されています。これが賃貸借権の3年間の予定です。簡単ではあるんですけど説明は以上になります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。今事務局から説明がありましたけれども、補足とかないでしょうか。無いようでしたらご質問とかご意見とかございましたらお受けしたいと思いますけど。</p>
宮脇委員	<p>12番宮脇です。貸借の金額ですけど今個人については任意でやっていて、極端に言えば0円でも貸借ができますよと。今まで貸し借りをやっていたと私には記憶があるんですけど。この金額は私は初めて反の9,000円という金額が出てきたんですけど、これは前から、今度新しく出てきたんですか。</p>
事務局	<p>当事者同士で話し合っただけで決めた金額で特にうちとか公社から反の9,000円と目安を出している訳ではなくて、当事者間の話の中でこの金額ということなんです。</p>
宮脇委員	<p>この金額は前からでいた。</p>

事務局	前から出して反あたりに直して一応今月から載せるように変えはしました。
宮脇委員	はい、問題無ければ大丈夫です。
議長	<p>他に何かご質問とか無いでしょうか。無いようでしたら採決の方に入らせてもらっていいでしょうか。それでは申請番号 1 番に関して問題無いと許可相当と思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可相当ということで進めて行きたいと思えます。</p> <p>(長岡委員席に戻る)</p> <p>続いて申請番号 2 番、3 番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明をします。22 ページになります。こちらも筆数が多くいて、彼杵宿郷と三根郷と蕪郷にありまして、全て登記地目畑、現状地目樹園地茶畑になります。12 筆 13,279 m<sup>2</sup> あります。嬉野の方から嬉野の方に貸付ける予定になっております。期間が 10 年間になります、この貸主さんがお爺さんになられて、借りられる方がお孫さんになります。お爺さんからお孫さんに使用貸借で 10 年間貸し付けるようになっています。理由が経営移譲のため、お孫さんに経営を移すということで申請が挙がっております。場所が 26 ページから載せています。三根郷の茶畑が赤木の町営工業団地のすぐ側にある茶畑です。こちらが 8 筆あります。27 ページ、蕪の方が 1 筆あるんですけど中池とか蕪池とかの下の方の茶畑になります。1435-28 の 1 筆蕪郷にありまして、次の 28 ページが彼杵宿郷の所が赤木の工業団地の所から上っていきまして広域農道の上を行きますとロータリーの更に上に水道施設があります。その水道施設近くの 3 筆になっております。</p> <p>次に関連なので続けて説明をします。23 ページになります。これもかなり筆数が多くて坂本郷、蕪郷それぞれあります。合計で 20 筆あります。全て茶畑になります。合計で 26,769 m<sup>2</sup>。これが持ち主が先ほどの件の借りられる方のお父さんになり、お父さんから息子さんに使用貸借で 10 年間、中間管理機構を通して貸す契約です。これも経営移譲のために、お父さんの名義の農地を息子さんに貸すという様な内容です。場所が 29 ページから載せています。蕪郷の分は蕪みどり集会施設のすぐ側の茶畑と、離れた所の蕪郷のふれあい広場から下って行ったところの茶畑になります。30 ページにそれぞれ詳細の場所を載せてあります。次の 31 ページに蕪郷の残りの分で、こちらの中池とか蕪池とかあるとこの下の区域になります。これが 3 か所にわたっての茶畑になりまして、31 ページの下と 32 ページに、それぞれ茶畑の詳細の場所を載せております。次の 33 ページに坂本郷の分を載せています。町道坂本中尾線の大山製茶さんから、嬉野の県境の方に上って行った所に位置する茶畑が坂本の分です。ご確認頂ければと思います。説明は以上になります。</p>

議長	<p>はい、ありがとうございました。今の申請番号2番と3番を説明していただきましたけど、2番についてはお爺ちゃんから孫に貸付けということで、3番が今度はお父さんから子にという内容になっております。一括に審議をしたいと思います。この件に関しまして、ご質問とかご意見とかありましたら挙手をもってお願いしたいと思います。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>大丈夫ですか。無いようでしたら採決に入りたいと思いますけどよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは一括として審議したいと思います。2番と3番につきまして問題無いと許可相当と思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可相当ということで進めて行きたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>続いて申請番号4番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、24ページになります。中間管理の最後の申請になります。申請番号4番で場所が坂本郷1318、登記地目田となっているんですけど、茶畑になります、現況地目樹園地、面積が876㎡、貸す方が坂本郷の方、借りる方は同じく坂本郷の方になります。使用貸借で5年間の契約です。場所が34ページに載せています。国道34号線を嬉野方面に上って行きます、消防6分団詰所を過ぎて坂本コミュニティセンターの近くの国道からすぐの所になります。茶畑1筆を借りるというような申請です。説明は以上になります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。今事務局から説明がありましたけれども、この件に関しまして補足とかございましたらお願いします。無いようですので採決の入りたいと思います。申請番号4番につきまして問題無いと思われる委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可相当ということで進めて行きたいと思います。</p> <p>それでは続きまして議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」ということで事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。場所が蔵本郷1547-2、登記地目と現状地目が田になっているんですけど現状が後から現地の写真をみていただくんですけど、畑みたいになっています。面積が828㎡、渡される方が福岡県の方で購入されるのが大村市</p>

	<p>の方、集合住宅を建設するために第5条の転用をされます。36 ページに地図を載せています。場所がコメリの道路を挟んで斜め前の土地になります。37 ページから申請書を添付しているんですけど、写真が 42 ページから現況の写真が付いているのでご覧ください。ビニールハウスの骨組みが残ってあるような所になっています。今朝から会長と当番委員さんと一緒に現地を確認してきたんですけど、75 cm程の盛土をして道路と同じ高さに揃えて、資料にも付けているんですけど 46、47 ページに載せてある集合住宅を建てられるということで確認を今日してきています。特に問題は無いということだったんですけど後から現地の確認結果を言ってもらえたらと思います。事務局からの説明は以上になります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。今事務局より説明があったとおりに朝から現地確認を行っております。まず地元委員の森委員さんに補足とかありましたらお願いしたいと思います。</p>
森（武）委員	<p>9 番の森です。午前中に事務局と会長と現地調査を行いました。場所は国道沿いに面した所で現況は畑でございます。周りは写真から見る通り宅地ばかりでございます。集合住宅を建てるとということで別段問題は無いかと思います。もう一つは先ほど事務局の方から申しました盛土です。盛土の規制法が今年の5月から始まったわけですけど、そこが何か規制の高さが 50 cm以上で面積が 500 m<sup>2</sup>以上だということで、ここは 800 m<sup>2</sup>で規制の方にはいるということで協議中で今から申請をすると許可がおりるのに1カ月ぐらいかかるだろうということだったんですけど、この今回受けている申請書の中に盛土の方とか何も書いていないからそこら辺は今後どうするのかと、そこをお聞きしたいと。</p>
事務局	<p>転用に関しては県の事務指針に基づいて行うんですけどまだ事務指針の方が正式に改定になっていないのでまだ「許可書を添付しなさい」とか「申請書を添付しなさい」という決まりは正式には無いんですけど、今後事務指針の改定があるのでそういった盛土の申請を出していますというのが必要になってくると思いますけど、今回に限ってはまた今のところは、出す必要はないというかまだ今の事務指針のままですので、今後なっていくかと思えます。</p>
森（武）委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>今日当番委員として松尾委員、渡邊委員と一緒に同行して頂いているんですけど、何かありませんか。そういうことで今説明があったとおりでございますけど、この件に関しましてご質問とか何かありましたら挙手を持ってお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>先程の盛土の方ですけど、今のところ始まってばかりで見えないところがあるんですけど、農業委員会としましては今回現地を見た時に 50 cmを超える盛土でもありますし、</p>

周りに農地はありませんし、排水に関しましては裏の方に大きな川があってそこに流すということでその下流にも畑、田んぼが無いということで特段影響が出るような農地はないということでそこを重点的に見てきました。ですから特段問題無いかということで判断して帰ってきたわけですが、他に質問がなければ採決に入らせていただきたいと思えますけどよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは議案第 13 号の農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして採決をとります。この件に関しまして賛成、問題無いと許可相当と思われる方は挙手を持ってお願いします。

(挙手多数)

はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で県の方に出したいと思えます。ありがとうございました。これで議事の方は終わりになります。お疲れ様でした。

6、その他 農地利用状況調査(8~9月)について 省略

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

5 番

6 番